

水俣市監査委員公告第1号

令和7年度定期監査（公営企業分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和8年2月6日

水俣市監査委員 永田 靖

水俣市監査委員 桑原 一知

令和7年度 定期監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
上下水道局	令和8年1月29日	<p>1 勧告事項 無し</p> <p>2 指摘事項</p> <p>(1) 支出事務について ア 会計年度任用職員の勤勉手当の支給額に誤りがあった。</p> <p>イ 週休日の勤務を振替対応としているが、振替休日が取られていない。 なお、突然の緊急事態に対処するための勤務は、事前に振替勤務を予定することができないため、振替対応はなじまないと考える。</p>	<p>ア 期末勤勉手当の期間率に誤りがあったため、訂正し差額を返納してもらいました。併せて退職時の年次有給休暇残を会計年度任用職員採用時に引き継ぎしていなかった分を確認し、欠勤から年次有給休暇に振り替えた分について追加で支払いました（令和7年12月中に対応）。</p> <p>イ 今後振替休日の取得状況を定期的に確認します。 また、緊急対応時の勤務に係る振替対応については、職員の健康状態や本人の意向等も考慮して判断いたします。</p>
総合医療センター	令和8年1月30日	<p>1 勧告事項 無し</p> <p>2 指摘事項</p> <p>(1) 共通的事項について ア クレジットカード決済収納業務に係る委託について、地方自治法第231条の2の3第2項の規定に基づく指定納付受託者の指定に係る告示がなされていない。</p> <p>(2) 収入事務について ア 弁護士法人に未収金回収業務を委託しているが、定期報告（「月末時点において、債務者ごとの入金状況や対応状況を翌月10日までに担当部署に報告すること」と仕様書に記載）を受けておらず、未収金管理台帳に、委託した債権に関する債権管理状況が記載されていない。 なお、弁護士法人に委託した債権について、必要に応じて法的手続きを取る等の措置が検討されておらず、その間に時効完成に至った債権もみられた。</p> <p>(3) 契約事務について ア 給食材料購入に係る見積り合わせにおいて、最低価格を提示した業者を契約先としていない品目があった。</p>	<p>ア 契約更新時に認識が甘く、必要な告示がなされていませんでした。ご指摘を受け、令和7年11月19日に告示を行っております。今後は、契約更新時などに必ず告示が必要な項目でないか確認を行い、告示漏れが発生しないよう改善いたします。</p> <p>ア 債権の新規委託や回収などが発生していなかったため、定期報告を受けておりませんでした。 R7.11月分から定期報告を受けております。 未収金管理台帳への記載漏れがありましたので、再確認の上、記載を行っております。 成功報酬型のため、弁護士法人が独自判断で法的手続きを行う契約ではないため、必要に応じて当院で法的手続きをとるべきか検討するようにいたします。</p> <p>ア 今後は最低価格業者との契約を徹底します。</p>